

鳥取縣公報

昭和十一年三月九日
第千四百十四號

本報ノ大キサハ國定規格A5判

火曜日

目次

- 訓令
鳥取縣國費所屬物品取扱細則制定……………一頁
- 告示
体力検査指定……………一頁
- 産婆名簿登録者……………一頁
- 彙報
軍需造船供木運動……………一七頁
- 農業練習生募集……………一七頁
- 其の他……………

訓令

鳥取縣訓令甲第四號

官 房 長
内 政 部 長
警 察 部 長
地 方 事 務 所 長
國 民 職 業 指 導 所 長

鳥取縣國費所屬物品取扱細則左ノ通定ム

昭和十八年三月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣國費所屬物品取扱細則

- 第一條 物品會計官吏ハ知事官房會計課長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二條 健康保險、労働者年金保險、労働者災害扶助責任保險並

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十八年三月九日 第千四百十四號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

38800

00745

部のワ	部のチ	部のト	部のヘ
帳 綴 器	塵定鏡軸茶茶茶茶 取規物入盆托碗	騰騰土時 寫寫 版版 鐘版瓶計	ホッ チ キ ス プ
組	同同筒本同同同筒	同同同筒	筒組
票	茶帳簿	同騰寫用原紙 インキ	砥 ペン 尖
貫又ハ何	冊 又ハ何	筒枚筒	本又ハ何

00746

00744

部のホ	部のニ	部のハ	部のロ
細庖帽帽簿簿 子記記 引丁掛子台棒	擔肉 棒池	番蠅旗灰梯缺灰 號取 器器落子搔	漏 斗
米同同同同筒	本筒	同同同同同同同筒	筒
		球及竿共	
ホ ヤ	荷膠 造用品	刷針針白 毛金墨	ロ ソ ク
筒	何々 又ハ何	筒 本又ハ何 又ハ何 本	本
		縫針、留針、ホッ チキス	

00748

部のコ	部のフ	部のケ	部のノ
ス コ 鏡 小 莫 五 ボ ヅ シ ア 刀 産 徳	蒲 風 篩 文 札 踏 蒲 團 呂 覆 敷 鎖 掛 台 團	計 算 器	枕 幕 枕 覆
同 同 同 筒 枚 筒	枚 枚 同 同 同 筒 枚	筒	枚 張 筒
茶 器 用	水 滴、灰 卸 等		
菰 コ 曆 ー ク ス	鉢 不 布 筆 封 力 用 板 品 巾 筒	消 野 ゴ ム 紙	新
枚 貫 又 ハ 何 部	枚 貫 又 ハ 何 枚 本 枚	筒 枚	貫 又 ハ 何

鳥取縣公報

第千四百十四號

昭和十八年三月九日

(第三種郵便物認可)

一一

00749

部のエ	部のテ	部のア	部のサ	部のキ	部のニ
綿 具 器	同 電 電 手 提 附 話 附 水 屬 具 屬 鉢 灯		掃 雜 除 種 用 箱 具 箱	木 錐 給 金 槌 水 管 庫	湯 冷 筒
組 又 ハ 何	筒 筒 筒 又 ハ 何 筒 又 ハ 何		同 筒	同 筒 尺 又 ハ 何 筒	
			文 箱、狀 箱、決 裁 箱、郵 便 區 分 箱、下 駄 箱、小 箱、ノ 類		
繪 鉛 具 筆	電 燈 用 品 池	油 類	掃 雜 草 除 印 刷 履 用 具 履	木 札	郵 便 葉 書
本 又 ハ 何 又 ハ 何	筒 何々	立 又 ハ 何	本 又 ハ 何 枚 又 ハ 何	枚	枚
			箒、塵 拂、能 手、雜 巾、 タワシノ 類		

鳥取縣公報

第千四百十四號

昭和十八年三月九日

(第三種郵便物認可)

一一

00754

02700

00755

以て挺進的農村中堅人物の錬成をなすを目的とするものである。

一、修業年限 二ケ年

二、資格 國民學校高等科を卒業した者、青年學校普通科を修了した者で一ケ年以上農業に従事した経験の有する者、右と同等以上の學力経験を有する者で場長が適當と認めたる者

三、手續 志願者は志願書に履歴書並に最終學校の成績證明書を添へて来る十五日までに場長に提出すること

四、募集人員 三十名

五、採用方法 本月下旬鳥取市吉成縣立農事試驗場と米子市の同場西伯分場で數學、理科、作文の學科試験及び口頭試験が行はれる

六、恩典 課程を終へた者で他の青年學校に入學する場合普通學科及び農業科の課程を免除せられる外、成績優秀で場長が適當と認めたる時は農會技術員養成所の入所資格が與へられる。

七、經費 授業料は要しないが、合宿所に入所する者は一ヶ月に二十圓見當を要する

▲農會技術員養成所

本所は本縣農村の指導に従事する優秀な農會技術員の養成を目的とするものである。

一、修業年限 二ケ年
二、資格 舊甲種農業學校卒業程度以上の學力を有する者、舊乙種農業學校、青年學校本科農業科卒業程度以上の學力を有する者で農事試驗場又は修練農場に於て一年以上の訓練を受けた者、農村挺進青年錬成部の課程を修め其の成績優秀で場長が適當と認めたる者
三、手續 志願者は市町村長又は郡市町村農會長若しくは最終卒業學校長を経て志願書並に學校成績證明書を添へて来る十五日までに所長に提出すること

撃ちてこしまむ

業學校長を経て志願書並に學校成績證明書を添へて来る十五日までに所長に提出すること
四、募集人員 二十名
五、採用方法 本月下旬鳥取市吉成縣立農事試驗場と米子市同場西伯分場で數學、農業、作文の學科試験及び口頭試験が行はれる

六、義診並に恩典 養成中第一年度は一ヶ月二十五圓以内の手當が支給せられ課程修了者は二ケ年間農會技術員たる義務がある
七、經費 授業料は要しないが合宿者は一ヶ月二十圓見當を要する

◎行旅死亡人

奈良縣左記市町村長ヨリ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當リノ向ハ直接該市町村長宛照會相成度

◆奈良市長取扱

一、本籍氏名年齢 朽木縣彌敷郡太田村字下太田七〇四番地

内 田 黒 助 當八十一歳

一、職業病名 先ベンキ職 老衰兼リウマチス

一、死亡ノ場所 奈良市法華寺町 奈良市立佐保川病院

右ハ一月七日ヨリ本市ニ於テ收容行旅病人トシテ救護中ノ處一月十八日午前九時死亡シタルモ扶養義務者照會中ニテ引取人ナキ爲メ本市墓地ニ假埋葬ス

一、本籍氏名年齢 奈良市北市町二九番地

山 本 萬 次 郎 當三十八歳

一、病名 胃痛

一、人相 徵 丈五尺二寸位顔細シ頭五分刈眉薄シ色 白キ方鼻三角形眼細シ風體ルンペン
一、著衣 ジャンパー三著 帽子一個
右ノ者行旅病人トシテ本月四日奈良警察署長ヨリ身柄引渡ヲ受ケ救護中ニ死亡

一、本籍住所氏名年齢 鹿兒島縣鹿兒島市山ノ口

順 拜 松 岡 豊 吉 當七十八歳

一、本人ノ相貌 肥タリ丈五尺二寸位丸顔頭丸刈眉薄鼻大キイ方風體乞食風

一、著衣所持品 黒色細キ首巻(ラシヤ製) 地下足袋一足白米少々 リン 一ツ

白痴啞者 松 岡 富 太郎 當三十六歳

一、本籍住所 不詳

一、病名 急性胃カタル

一、本人ノ相貌 丈五尺一寸位丸顔頭丸刈、眉ヤ、コク鼻小サイ眼少ナリ口普通風體乞食風
一、其ノ他必要ナル事項 松岡豊吉ハ實父ナリト云フモ要領ヲ得ザル點アリ

右ノ者本月四日行旅病人トシテ奈良警察署長ヨリ身柄引渡ヲ受ケ救護中死亡

◇高田町長取扱

- 一、本籍住所 茨城縣那珂郡平磯町四〇八地
- 一、氏名年齢 大内 美 之一 當七十八歳
- 一、扶養義務者 目下本籍地へ照會中
- 一、本籍地發途ノ原因年月日 靈場古刹巡拜ノ目的ヲ以テ三年前ニ本籍地出發爾來關西四國方面ヲ流浪ス

◇十津川村長取扱

- 一、本籍住所 不詳
- 一、氏名年齢 推定年齢五十歳位ノ女
- 一、人相特徴 丈四尺七、八寸位中肉顔丸唇厚ク 一重眼特徴 ナシ
- 一、著衣並攜帶品 甚整綿單衣ニ達男卷ヲ結び攜帶品ナシ
- 一、死亡場所及年月日 昭和十七年四月十八日十津川村大字平谷 十津川本流ニ溺死体ヲ發見ス
- 右死体ハ吉野郡十津川村大字平谷共同墓地ニ假埋葬ニ附ス

◇生駒町長取扱

- 一、本籍住所 不詳
- 一、氏名年齢 木 村 智 江 二十二歳ノ女
- 一、著衣所持品 白ノツーピースニセルノスカートヲ著シ所持

昭和十八年三月九日印刷
昭和十八年三月九日發行

品ハ洋傘ヲ持テ所持金ナシ

- 一、救護又ハ取扱ヒタル年月日 昭和十七年六月六日午後八時關 急線生駒驛ニ於テ同線布施ヨリ花園迄ノ乗車券ヲ所持ヲナシ 居レリ

◇針ヶ別所村長取扱

- 一、本籍氏名年齢 不詳 六十三歳位ノ男
- 一、相貌特徴 丈五尺三寸位中肉中背頭髮禿ケ丸刈顔細長腰曲リ歩行ニ杖ヲ頼リ居ルモノナリ
- 一、本籍地又ハ住所發途ノ原因 最近本村周圍大字ニテ乞食生活ヲナシ居リシ模様ナリ
- 一、著衣所持品 綿織單衣ノ上著國防色ズボン同色ノ巻ゲートル茶碗一個杖一本黒色茶瓶一個
- 右ハ六月十五日午前八時山邊郡針ヶ別所村大字小倉小字市ノ坪縣道路上ニ於テ病死セルヲ發見シ同村共同墓地ニ假埋葬ス

◇大淀町長取扱

- 一、本籍住所 奈良縣北葛城郡上牧村大字上牧三八九四番地
- 一、氏名年齢 早川庄太郎 六十五歳
- 一、人相特徴 丈五尺四寸位顔面長形全身瘠體体重十二貫位色 黒ク頭髮長シ
- 一、著衣所持品 古木綿袴ニメリヤスノシャツヲ着用
- 一、病名 失明及生骨神經痛
- 一、救護又ハ取扱タル年月日 昭和十七年四月一日

鳥取縣鳥取市東町 發行所
鳥取縣氣高郡大正村大字古海 印刷所
鳥取刑務支所